

『STUDY GUIDE』【免許・資格】

2011 年度以降 学部第 1 学年次入学者適用

(2018 年 3 月発行 冊子表紙紫色)

正 誤 表

2020 年 7 月現在

■最新のお知らせ・変更事項等は B-net に掲出しますので、定期的を確認してください。

p,118～p,119 追録

「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」が 2020 年 4 月 1 日に施行されたことにより、2020 年度第 1 学年次入学者から新しい社会教育主事資格課程のカリキュラムが適用され、また、その所要単位をすべて修得した場合、社会教育主事資格の取得と併せて「社会教育士(養成課程)」と称することが可能となりました。

2019 年度以前第 1 学年次入学者については、経過措置により、卒業までに旧来の社会教育主事資格課程の単位をすべて修得した場合、社会教育主事資格を取得することが可能となっています。(新しいカリキュラムの科目を履修しなおす必要はありません。)

ただし、「社会教育士(養成課程)」と称するためには、以下の科目(合計 4 科目 8 単位)を追加で履修する必要があります。

法定基準科目	本学の授業科目	単位
生涯学習支援論	レクリエーション概論	2
	男女共同参画論	2
社会教育経営論	教育行政学	2
	NPO法人マネジメント論	2

【「社会教育士(養成課程)」とは】

社会教育主事講習等規程の改正に伴い、養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、社会教育士の称号が創設されました。社会教育士には、養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されています。

なお、上記のとおり、2020 年 4 月より所要単位を修得した場合、「社会教育主事」資格取得とともに「社会教育士(養成課程)」と称することが可能となりました。